

鶴岡市営羽黒山スキー場施設にかかる指定管理者の選定評価基準

1 評価の手順

施設担当課である羽黒庁舎産業建設課は、法人から提出された指定申請書等を精査し、
たうえ、別紙「評価項目及び評価配点」により各法人を点数化し、指定管理者選定委員
会は、羽黒庁舎産業建設課での評価を参考に指定管理者として最も適切である法人を
総合的に判断し選定するものとする。

2 区分ごとの評価配点

区分	配点
団体一般に関すること	18点
指定管理業務の経営方針に関すること	18点
通常管理に関すること	48点
危機管理業務に関すること	16点

※項目別配点は別紙「選定評価項目」のとおり。

3 各項目の評価に対する配点

評価（4段階）	表示	配点
良	◎	基準配点どおり
普通	○	基準配点の3／4
やや劣る	△	基準配点の1／2
劣る	×	配点なし

4 適当か否かの判断

評価点が70点以上の法人を、指定管理者として適当であるとの判断の目安とし、適当である法人の中から、選定委員会において選定する。